

○津山市下水道工事競争入札参加業者選定要綱

平成 6 年 2 月 1 日

津山市告示第 68 号

改正 平成 6 年 7 月 1 日告示第 27 号

平成 7 年 3 月 10 日告示第 75 号

平成 11 年 6 月 24 日告示第 25 号

平成 12 年 1 月 21 日告示第 81 号

平成 16 年 3 月 1 日告示第 115 号

平成 17 年 2 月 28 日告示第 143 号

平成 23 年 10 月 1 日告示第 88 号

令和 3 年 3 月 1 日告示第 229 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 268 号

(趣旨)

第 1 条 公共下水道汚水管埋設工事（以下「下水道工事」という。）施行地域の特性に基づく事前調査、工事施行計画等事前準備、施工管理、安全管理等の重要性に鑑み、下水道工事に係る競争入札参加業者（以下「指定業者」という。）の選定については、津山市契約規則（平成 6 年津山市規則第 5 号。以下「規則」という。）、津山市建設工事請負契約競争入札の参加資格審査及び業者選定に関する要綱（平成 6 年津山市告示第 25 号。以下「審査要綱」という。）及び津山市建設工事等入札指名委員会設置要綱（平成 30 年／津山市訓令／津山市教育委員会訓令／津山市水道事業管理規程／第 26 号）に定めるものほか、この告示に定めるところによる。

(資格要件)

第 2 条 開削工法による下水道工事に係る指定業者の資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による土木一式工事の許可を受けた者であること。
- (2) 法第 3 条第 1 項に規定する営業所を岡山県内に設置していること。
- (3) 法第 27 条の 23 の規定による審査を受けていること。
- (4) 規則第 3 条の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格申請をして、市長の承認を受け、かつ、審査要綱第 2 条の規定による土木工事の等級格付けにおいて A ランク以上に格付けされていること。
- (5) 開削工法による下水道工事に関し、会社として 1 件 1,500 万円以上の工事実績を有する年度（4 月に始まり翌年 3 月に終わる 1 年をいう。以下この条において同じ。）が 2 回（うち 1 回は、申請の日の属する年度の前年度又は前々年度に限る。以下この条において同じ。）以上あり、うち 1 回は津山市が発注した工事を含む年度であること。
- (6) 資本金又は自己資本額が 3,000 万円以上であること。
- (7) 次のいずれかに該当する技術職員を総数で 4 人以上置いていること。ただし、

当該技術職員のうち1人以上は、法第26条にいう主任技術者として1件1,500万円以上の開削工法による下水道工事の現場における工事施行の技術上の管理をつかさどった経験を有する年度が2回以上ある者でなければならない。

ア 法第27条に規定する技術検定のうち検定種目を土木施工管理又は建設機械施工とする一級に合格している者

イ 法第15条第2号ハの規定に基づきアと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定している者

ウ 日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第4条に規定する第1種又は第2種技術検定に合格した者

2 推進工法による下水道工事に係る指定業者の資格要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開削工法による下水道工事に係る指定業者であって、かつ、当該指定業者となった後において、推進工法による下水道工事に関し、1件1,500万円以上又は合計で2,000万円以上の工事実績を有する年度が2回以上あること。

(2) 前項第7号の技術職員のうち1人以上は、法第26条にいう主任技術者として1件1,500万円以上又は合計で2,000万円以上の推進工法による下水道工事の現場における工事施行の技術上の管理をつかさどった経験を有する年度が2回以上あること。

(3) 公益社団法人日本推進技術協会の特別会員である団体の会員であること。

(申請)

第3条 下水道工事に係る指定業者の選定を希望する者は、津山市下水道工事（工法）競争入札参加業者選定申請書（様式第1号）を、規則第3条に規定する一般競争（指名競争）入札参加資格申請書に添付して市長に申請するものとする。ただし、審査要綱第2条の規定による土木工事の等級格付けにおいて、特Aに格付けされている者で、市長が前条第1項又は第2項の資格要件を満たしていると認める場合は、これを免除することができる。

2 前項の申請後、前条第1項各号又は第2項各号に掲げる資格要件に変更があった場合は、速やかに市長に届出なければならない。

(審査)

第4条 下水道工事に係る指定業者の審査は、審査要綱第2条に規定する入札参加資格審査と同時に行う。

(有効期間)

第5条 下水道工事に係る指定業者の資格は、毎年7月1日から翌年6月30日まで有効とする。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(加茂町、勝北町及び久米町の編入に伴う経過措置)

2 加茂町、勝北町及び久米町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、加茂町下水

道工事指名競争入札参加者選定要綱（平成15年加茂町要綱第15号）, 勝北町下水道工事競争入札参加業者選定要綱（平成9年勝北町要綱第9号）及び久米町建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要綱（昭和61年久米町要綱第4号）（以下「旧各町の要綱」という。）の規定によりなされた処分, 手続その他の行為は, この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前に, 旧各町の要綱により指定業者の認定を受けたものは, 第2条の規定にかかわらず, 平成19年度までの間, 旧各町の要綱に規定する資格要件で申請することができる。

付 則（平成6年7月1日告示第27号）

この要綱は, 公示の日から施行する。

付 則（平成7年3月10日告示第75号）

この要綱は, 平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成11年6月24日告示第25号）

この要綱は, 平成11年7月1日から施行する。

付 則（平成12年12月21日告示第81号）

この要綱は, 平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成16年3月1日告示第115号）

この要綱は, 公示の日から施行する。

付 則（平成17年2月28日告示第143号）

この要綱は, 公示の日から施行する。

付 則（平成23年10月1日告示第88号）

この要綱は, 公示の日から施行する。

付 則（令和3年3月1日告示第229号）

この告示は, 公示の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第268号）

この告示は, 令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年　月　日

津山市長　　殿

住　所

会　社　名

代表者名

津山市下水道工事(　工法)競争入札参加業者選定申請書

津山市下水道工事(　工法)競争入札参加業者に選定されたく、次のとおり資格要件を満たしていると思われますので申請します。

記

資本金又 は自己資 本額	円		
技術職員	氏　名	資　格　等	備　考

- 添付書類 1 下水道工事実績表(別紙1)
2 技術職員下水道工事経歴書(別紙2)
3 工事契約書又は工事注文書の写し

別紙1

下水道工事実績表

住 所

会社名

代表者名

別紙2

技術職員下水道工事経歴書

氏名		最終学歴	
生年月日		入社年月	
資格			
前歴			